

資料—40 災害時における応急対策業務に関する協定

((一社) 兵庫県LPガス協会西播東支部)

災害時におけるLPガス等支援協力に関する協定書

たつの市（以下「甲」という。）と一般社団法人兵庫県LPガス協会西播東支部（以下「乙」という。）は、たつの市内に地震、風水害等による大規模な災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）におけるLPガス等支援協力について、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第1条 災害時において、甲がLPガス及び燃焼機器等の機材（以下「LPガス等」という。）を必要とするときは、甲は乙に対して物資の供給要請書（様式1）により避難所等への供給について協力の要請をするものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等をもって要請し、その後、速やかに物資の供給要請書を提出するものとする。

2 乙は、前項の規定に基づき甲から要請を受けたときは、LPガス等を優先的に供給するとともに、運搬等について積極的に協力するものとする。

（引渡し）

第2条 LPガス等の引渡場所は甲が指定するものとし、甲は当該引渡場所に職員を派遣し、数量その他必要な事項を確認の上、引き取るものとする。

（安全点検の実施）

第3条 乙は、LPガス等を供給するときは、供給設備及び消費設備の安全点検を行うものとする。

（経費の負担）

第4条 乙が供給したLPガス等の費用については甲が負担するものとし、価格は災害発生直前における適正価格を基準として、甲、乙協議の上決定するものとする。

（災害時の情報提供等）

第5条 乙は、乙の実施するライフセーバー隊又はこども110番の車等の諸活動中に覚知した災害等による被害状況を、積極的に甲に提供するものとする。

（情報の交換）

第6条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(連絡責任者)

第7条 甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定めて相手方に報告し、災害が発生したときは速やかに相互に連絡を取るものとする。

(1) 甲及び乙は、連絡責任者を定め、連絡責任者届(様式2)により報告するものとする。

(2) 甲及び乙の連絡責任者等に変更があった場合は、速やかに相手方に通知するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議して決定するものとする。

(有効期限)

第9条 この協定は、協定締結日の日からその効果を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙、記名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年 5月25日

甲 たつの市龍野町富永1005番地1
たつの市
代表者 たつの市長 栗原 一

乙 たつの市御津町室津470番地
一般社団法人兵庫県LPガス協会西播東支部
代表者 支部長 大西 正清

様式1（第1条関係）

年 月 日

一般社団法人兵庫県LPガス協会
西播東支部長 様

たつの市長

物資の供給要請書

次の内容で物資の供給を要請します。

記

1 引渡場所 _____

2 要請物資

物資名	数量	物資名	数量
LPガス (kg)			
LPガス (kg)			

3 その他必要とする事項

たつの市災害対策本部

担 当 :

電 話 :

様式2（第7条関係）

連絡責任者届

【たつの市】

第1連絡責任者

所属		固定電話	
職名		携帯電話	
氏名		F A X	
携帯メール			

第2連絡責任者

所属		固定電話	
職名		携帯電話	
氏名		F A X	
携帯メール			

【L P ガス協会】

第1連絡責任者

所属		固定電話	
支部での役職		携帯電話	
氏名		F A X	
会社名		会社での役職	
携帯メール			

第2連絡責任者

所属		固定電話	
支部での役職		携帯電話	
氏名		F A X	
会社名		会社での役職	
携帯メール			